

社労士制度創設55年を迎え、 「社労士実態調査」および 「開業社労士の業務スタイルの 変化に関する調査」の定期実施へ ～社会変化に対応し、さらなる貢献を目指して～

1 将来にわたり使命を果たし続けるため

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）は1968年12月に創設され、2023年12月に55年を迎えた。

この間、社労士は「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与すること」および「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」という社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）における社労士制度の目的を着実に果たしてきた。この55年の間、社会経済の成熟化、人口動態の変化、価値観の変容等の大きな動きの中で、全国の会員のたゆまぬ活動のおかげで、社労士制度創設当時と比較し、社会から求められている役割は圧倒的なスピードをもって、深度は深く、その幅は各段に拡張をみせている。

このような認識のもと、連合会では、社労士が将来にわたって使命を果たし続けるとともに、社労士制度が本質を堅持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国民からの信頼・期待に応え、貢献し続ける持続可能な制度であることが必要であると考えている。また、国民、事業者や労働者等の合理的な意思決定や学術的發展を助け、国民生活の向上や社会経済の発展にさらに貢献する社労士制度であり続けるためには定期的な統計調査が必要不可欠と考えた。

2 2024年から2種類の調査を実施

以上の趣旨から、2024年度から社労士業務および社労士の経済的基盤の実態把握を目的に、「社労士実態調査」および「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の2つの調査（以下「実態調査等」という。）を実施することとなった。

◆社労士実態調査（概要）

目的：持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、すべての社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査し、社労士業務の現在の実態を明らかにするため

対象：すべての社労士

実施頻度：5年に1回

実施時期：春

開始年月：2024年4月から

調査方法：WEB調査

回答方法：スマートフォン、パソコンで選択回答する簡易な方式（一部自由記載欄あり）

◆「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（概要）

目的：社労士開業後の事務所および業務の広がりを明らかにするため

対象：「社労士実態調査」対象者の中から以下の①～③を抽出、固定化し、複数年かけて同じ質問に回答いただくパネル調査

① 30歳以上69歳以下

② 「開業」または「法人の代表社員」

③ 開業後5年以上経過

実施頻度：2年に1回

実施時期：秋

開始年月：2024年10月（予定）から

調査方法：WEB調査

回答方法：スマートフォン、パソコンで選択回答する簡易な方式（一部自由記載欄あり）

〈社労士向け調査の全体像（2種類）〉

調査の種類とその概要

1. 社労士実態調査（全社労士向け調査）

持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、すべての社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目にした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。

2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（特定の社労士を対象とした複数年にわたるパネル調査）

社労士開業後の事業所及び業務の広がりを明らかにするため、「1. 社労士実態調査」にて抽出した調査対象者（①30歳以上69歳以下②「開業」又は「法人の社員」③開業後5年以上経過する者）を対象にパネル調査を実施し、複数年にかけて開業実態の変化を捉える。

1. 社労士実態調査

〈社労士業務の現状を知る〉
調査方法：全社労士向け調査

※ 単発で実施し調査時点での現状を把握する



以下の者を抽出しさらに調査
① 30歳以上69歳以下
② 「開業」又は「法人の代表社員」
③ 開業後5年以上経過

2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査

〈開業社労士の広がりを知る〉
調査方法：パネル調査

※ 同じ対象者に同じ質問を同じ形式で一定期間の間に複数回行う調査

実施時期：2024年4～5月

対象者：全社労士

調査方法：Web調査（スマートフォン、パソコンで回答可）

調査頻度：5年に1回

実施時期：2024年10月頃

対象者：一定条件下の開業社労士

調査方法：Web調査（スマートフォン、パソコンで回答可）

調査頻度：2年に1回

3 調査結果は会員にフィードバックへ

連合会では実態調査等の調査結果を統計情報として開示することにより、社労士の役割・期待、専門性、認知度および経済性等について認識していただき、事業主や働く人など国民の皆様との建設的な対話促進に役立つものと考えている。

以上のような観点から、本実態調査等については社労士法および連合会会則の規定に基づき「アンケート」ではなく「調査」との位置づけで、会員に強く要請することとなった。

ここからは今年4月に実施した社労士実態調査の概要と同調査の速報値について確認する。

4 社労士実態調査(2024年実施) 調査の概要

社労士実態調査については、過去には不定期に実施したこともあったが、社労士制度創設55年にあたる2023年のデータを調査対象年とし、かつ本調査を定期化すべく検討し、本年4月にすべての社労士を対象に、調査依頼状を発送し、調査を開始した。以下はその概要となる。

調査概要

- 1. 調査の目的 持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目とした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。
- 2. 調査事項 (1)基本情報・個人の活動状況
(2)開業社労士としての活動状況
(3)開業社労士としての職業生活及び意識
(4)勤務等社労士としての活動状況
(5)勤務等社労士としての職業生活及び意識
- 3. 調査期間 2024年4月24日～6月9日
- 4. 調査対象者 45401人
※令和6年3月1日時点で社労士登録をしている全ての者から、4月16日までに連合会における退会手続きが終了している者を除き、新規登録者のうち回答希望があった者を足した人数
- 5. 調査の方法 郵送配付、Web回答(郵送にてWeb回答画面のURL、ログインIDとパスワードを配付する方法)
- 6. 回収状況 **有効回収数：25,408人 有効回収率：56.0%**

	対象数	回収数	回収率
開業・法人の社員	28,477	15,251	53.6%
勤務等	16,924	10,157	60.0%
合計	45,401	25,408	56.0%

調査不能数：19,993人 調査不能率：44.0%
 不能内訳：宛先不明 306人 未回答 19,608人 回答不備 44人 その他 35人

5 社労士実態調査(2024年実施) 調査結果(速報版)の概要

(1) 回答者の状況(基本情報)

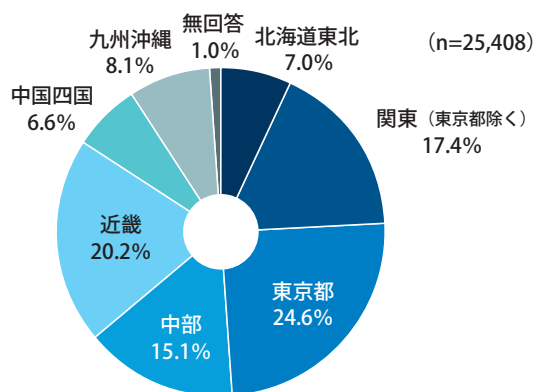
①所属している都道府県会について

社労士は、社労士法上、都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)に登録することが必須となっており、また、デジタル化やテレワークが進展してきているとはいえ、社労士の活動実態を把握するうえで地域を確認することは重要と考え、今回の実態調査に回答された社

労士の所属都道府県会の状況を示す。また、併せて、回答者の会員種別（開業、法人の社員、勤務等）も示す。

集計区分の中で唯一、単一の都道府県のみで構成されている「東京都」の割合が最も高いのが特徴的であり、また、会員種別のクロス集計に関しては、「東京都」と回答した者の割合は、他の種別に比べると勤務で高くなっている。

所属会（地域ブロック）



所属会（地域ブロック）＊種別

種別	総数	北海道東北	関東（東京都除く）	東京都	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	無回答
	n	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	25,408	7.0	17.4	24.6	15.1	20.2	6.6	8.1	1.0
開業	13,061	8.5	20.2	16.3	15.6	21.1	8.1	8.9	1.4
法人の社員	2,190	8.4	13.9	28.6	17.8	15.7	6.5	8.5	0.6
勤務等	10,157	4.9	14.6	34.3	13.8	20.0	4.7	7.0	0.7

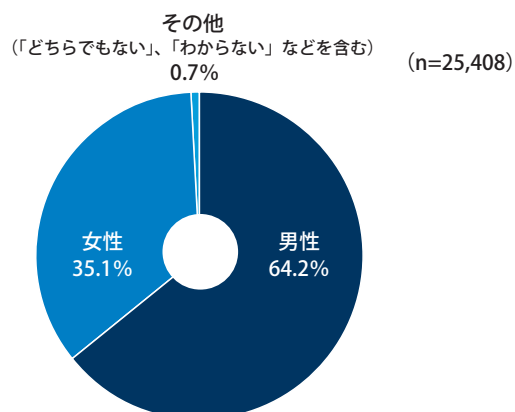
②性別・会員種別、年齢構成別について

性別の回答割合については、男女比で2対1となっている。

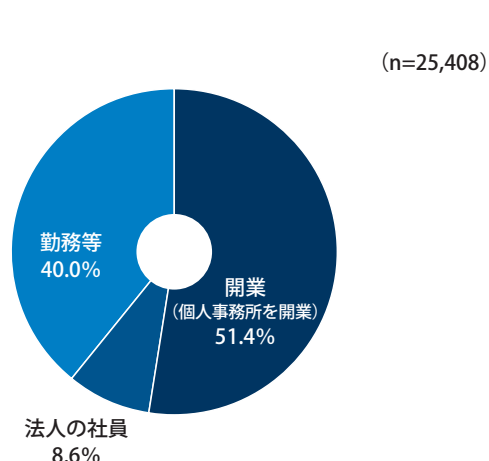
また、会員種別については、「開業¹」（以下本特集では「開業社労士」という。）と「勤務等²」（以下本特集では「勤務等社労士」という。）との比率は3対2となっている。

さらには、年齢構成については、50代が最も高く、40代、60代がおおよそ同じ割合で、40歳以上69歳までの回答が全体の8割を占め、平均年齢は55.5歳であった。

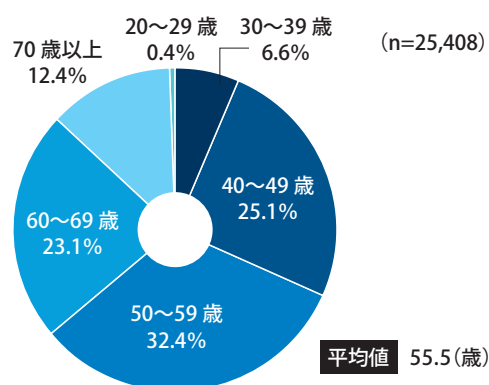
性別



会員種別



年齢構成



③回答者の状況（基本情報）の小括

本調査に回答した社労士の前提として、会員が所属している地域性、性別、会員種別および年齢構成については、社労士登録名簿（すべての社労士の登録情報が掲載されているもの）上の構成割合とほぼ合致しているといえる。

以下は、こうした回答者の状況（基本情報）に基づいて、「開業社労士・勤務等社労士共通編」「開業社労士編」「勤務等社労士編」と区分し、速報値として把握できた一部をトピックとして掲載する。

- 1 「開業（個人事務所）」に「法人の社員」を加算した数のことで、報酬を得て業として社労士業を行うため登録している社労士のことをいう。
- 2 社労士法人および社労士事務所並びに一般企業に勤務している社労士等のことをいう。

（2）開業社労士・勤務等社労士共通編

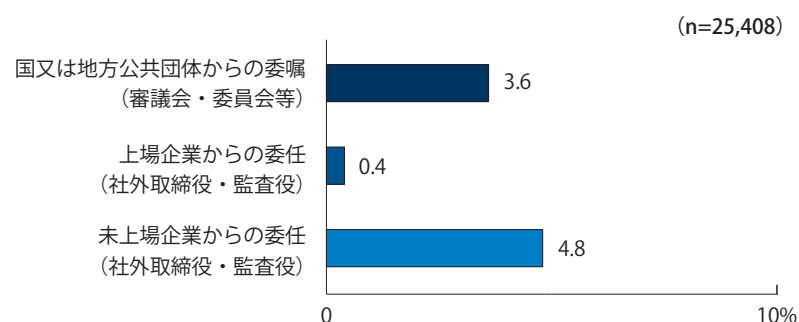
①国または地方公共団体委員等の委嘱および民間企業からの委任の有無

社労士は、役割として公的な視点と民間の視点を持ち合わせているため、この設問を設定したが、「未上場企業から社外取締役・監査役の委任」が4.8%と最も高く、次に「国又は地方公共団体からの委嘱（審議会・委員会等）」の割合が3.6%、「上場企業からの委任（社外取締役・監査役）」の割合が0.4%となった。

実数で見ると今回の実態調査の回答者の中では、全国で開業社労士・勤務等社労士合わせて「未上場企業から社外取締役・監査役の委任」が1,207人、「国又は地方公共団体からの委嘱（審議会・委員会等）」が902人、「上場企業からの委任（社外取締役・監査役）」には98人が担っていることがわかる。

中小企業・小規模事業者を含む幅広い企業経営者や人事・労務管理担当者では、従業員の新規採用、人材確保・定着やリテンション強化、すなわち人的資本経営の観点から、社労士への委任のニーズが見込まれ、今後も増加することが考えられる。

国または地方公共団体委員等の委嘱および民間企業からの委任の有無



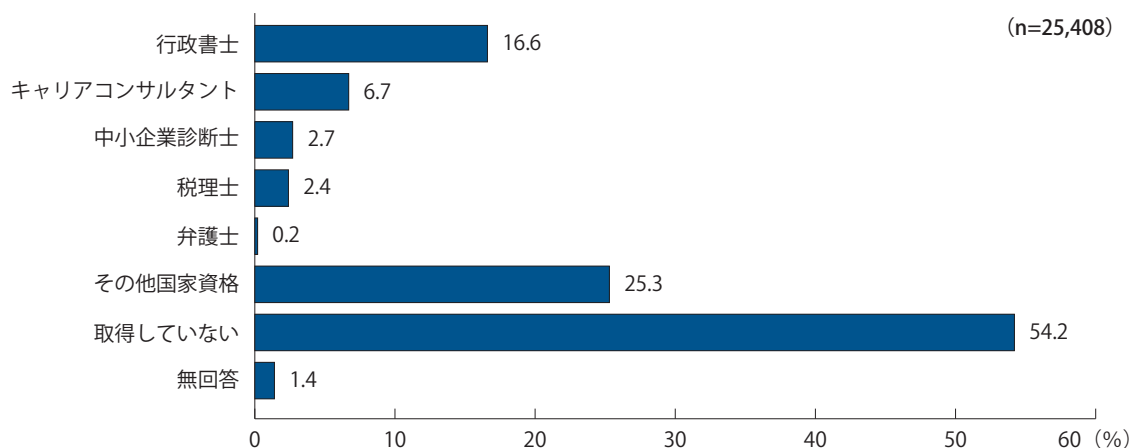
② 社労士以外の資格の有無

社労士以外の資格の状況としては、「行政書士」の割合が16.6%と最も高く、以下、「キャリアコンサルタント」の割合が6.7%、「中小企業診断士」の割合が2.7%、「税理士」の割合が2.4%、「弁護士」の割合が0.2%となっている。なお、「其他国家資格」の割合が25.3%、「取得していない」の割合が54.2%となっている。

「其他国家資格」の内容は、宅地建物取引士、FP技能士、衛生管理者などの回答が見られた。

なお、行政書士は1951年に創設された国家資格であること、キャリアコンサルタントは2016年に創設された国家資格であることを踏まえ、社会的なトレンドである国家資格と社労士登録年に相関があるかなどの分析を進める。

社労士以外の資格の有無



(3) 開業社労士編

① 開業歴等

回答された開業社労士の開業歴は平均で13.3年であったということを念頭に以降を確認してみる。

② 開業前の自身の状況

「会社員（社労士事務所又は社労士法人の従業員を除く）」の割合が46.5%と最も高く、半数近くを占め、以下、「社労士事務所又は社労士法人の従業員（雇用形態を問わない）」の割合が21.0%、「経営者（個人事業主を含む）」の割合が6.8%、「パート・アルバイト・派遣社員」の割合が6.4%、「会社役員」の割合が4.5%、「公務員」の割合が4.2%、「無職」の割合が3.1%、「専業主夫・主婦」の割合が2.4%等となっている。

大半の開業社労士は一度社会人等を経験したのち、開業していることがうかがえる。

③ 事務所の体制

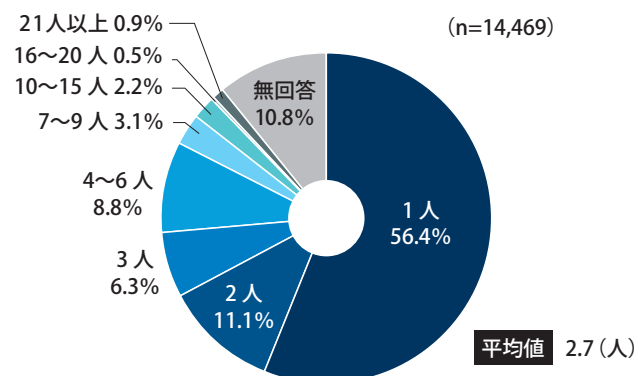
開業社労士自身を含む事務所の体制について、「1人」の割合が56.4%と半数を超え、「2人」の割合が11.1%、「3人」以上の割合が6.3%、「4～6人」の割合が8.8%と続き、「7人以上」の割合が少ない。事務所の体制としての平均は2.7人となっている。

内訳を見ると、フルタイム職員のいる事務所よりパートタイム職員のいる事務所の方が多いため

の、1事務所あたりの人数はパートタイム職員よりフルタイム職員の方が多くなっている。

なお、21人以上を雇用している事務所が0.9%ということで、130事務所あった。すべての開業社労士事務所数のうち、開業社労士1人で経営している事務所が大半である一方で、従業員を相当数雇用している事務所も少なからず存在することがうかがえる。

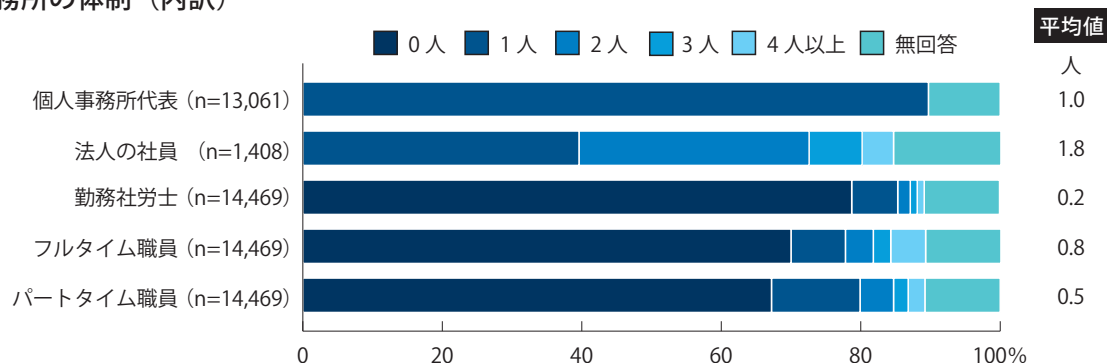
事務所の体制



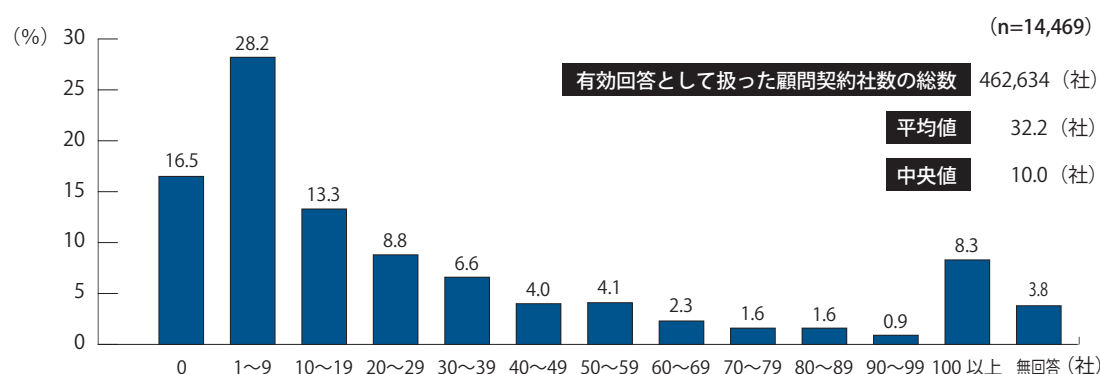
④顧問契約数

顧問契約社数は数が多いほど、割合は低くなるものの、100社以上を顧問契約している開業社労士も一定数いることがうかがえ、1社労士事務所（あるいは社労士法人）として、平均約33社と継続した契約形態である顧問契約を締結していることになる。

事務所の体制（内訳）



顧問契約数



⑤従業員規模別顧問契約者数

顧問先の従業員規模を確認すると、従業員規模が29人以下の受託割合が63.9%を占める。一方で、従業員規模が300人以上を超える企業を受託している開業社労士も一定数存在することが確認できる。

具体的には、前述の1社労士事務所（あるいは社労士法人）として、平均約33社の顧問先の従業員規模を確認すると、従業員規模が29人以下の顧問先企業が21.2社（顧問先企業全体の約

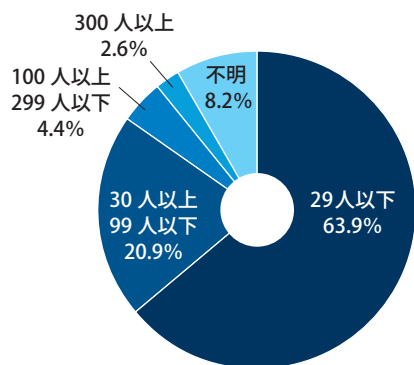
64%)と6割以上を占め、30人以上99人以下は7社(同21%)、100人以上299人以下が1.5社(同4.4%)、300人以上が0.8社(同2.6%)となる。

資本金の額または出資の総額や業種にもよるところではあるが、いわゆる大企業とされる従業員規模が300人以上の企業が0.8社(同2.6%)であった。これを開業社労士約28,000人に換算すると、728社となる。調査における企業の考え方の違い等があるため、注意が必要ではあるが、日本では従業員規模300人以上の事業者数は13,199社(約515万社の0.3%³)であるため、300人以上の企業には5%程度、開業社労士が顧問として関わっていると推察される。

一方で、当然ながら、日本に存在する企業も従業員規模が大きくなるほど少なくなるため、それと同様の傾向にあるのではないかと見受けられるが、その傾向を踏まえても社労士が顧問契約している大企業は一定程度あるといえるのではないか。

3 「令和3年経済センサス活動調査速報集計」の従業員規模別事業所数において、300人以上の事業所数の割合は全事業所数の0.3%

従業員規模別顧問契約社数



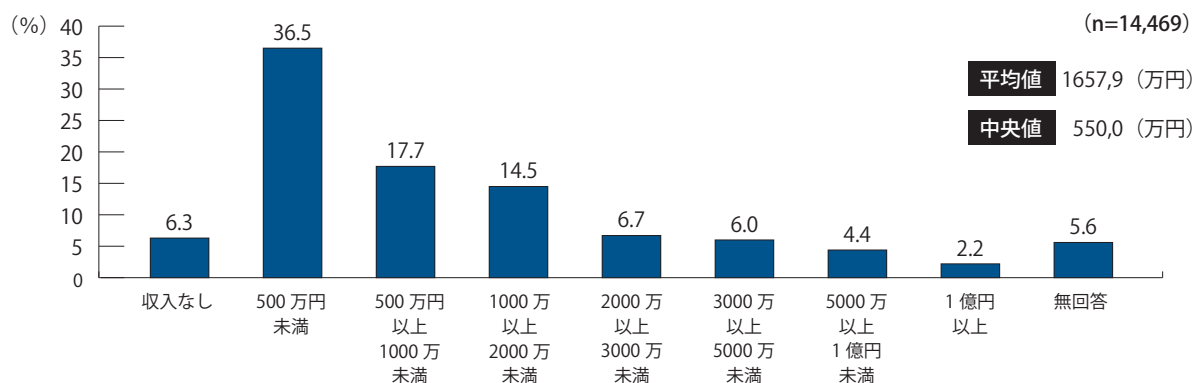
※各規模の顧問契約社数の総数を、顧問契約社数の総数(462,634社)で除算することにより、割合を算出した。

⑥開業社労士事務所の年間売上

開業社労士の事務所当たりの年間売上は平均して約1,658万円弱、中央値は550万円ということがわかる。

なお、1,000万未満が全体の6割程度いるが、1,000万以上が3割強であり、中には1億円以上売り上げる開業社労士が2%程度存在する。

開業社労士事務所の年間売上



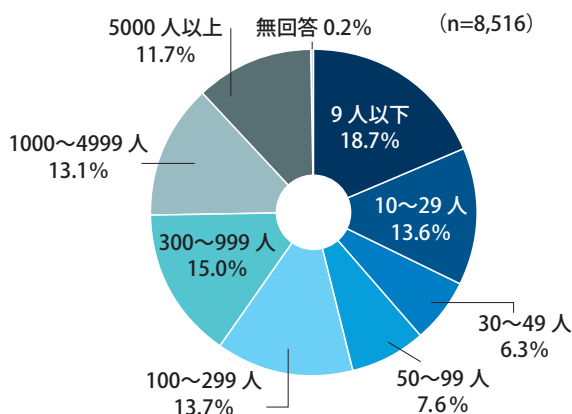
⑦開業社労士（小括）

開業（個人事務所）か社労士法人かの会員種別、開業歴、年齢、地域によっても多様なありようであることが見て取れるため平均でみることに注意が必要ではあるが、開業歴約13年で、1事務所の体制としては開業社労士自身を含む2人体制で、年間売上は約1,658万円であるような社労士を、この調査結果の平均的な開業社労士像としてイメージすることができる。

（4）勤務等社労士編

①勤務先の企業規模

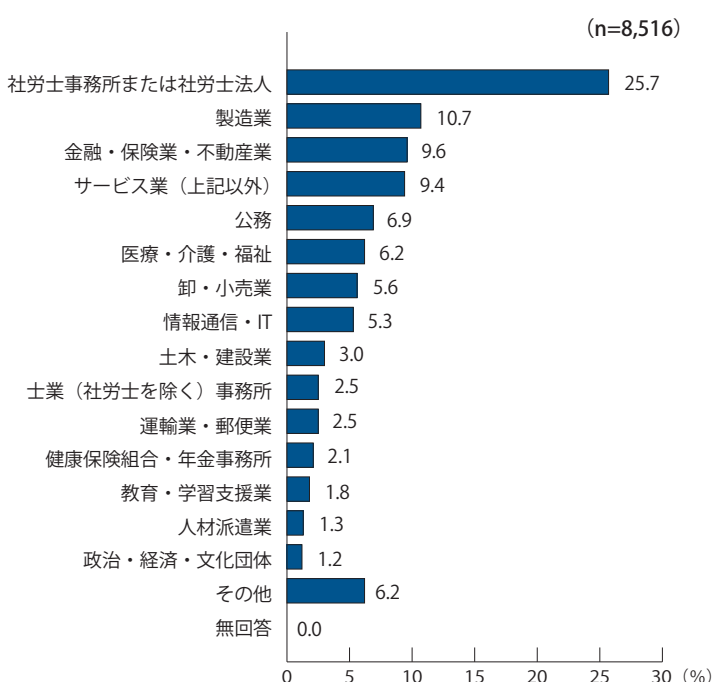
勤務先の企業規模



資本金の額または出資の総額や業種にもよるところではあるが、100人以上の企業規模に半数以上が勤務しており、特に1,000人以上の企業規模には勤務社労士全体の約25%程度が勤務していることがわかった。一方で、30人以下の企業規模に約30%以上が勤務していることもわかった。

細かくみると、「9人以下」の割合が18.7%、「10～29人」の割合が13.6%、「30～49人」の割合が6.3%、「50～99人」の割合が7.6%、「100～299人」の割合が13.7%、「300～999人」の割合が15.0%、「1,000～4,999人」の割合が13.1%、「5,000人以上」の割合が11.7%となっている。

勤務先業種



②勤務先の業種

「社労士事務所または社労士法人」の割合が25.7%と最も高く、以下、「製造業」の割合が10.7%、「金融・保険業・不動産業」の割合が9.6%、「サービス業（上記以外）」の割合が9.4%、「公務」の割合が6.9%、「医療・介護・福祉」の割合が6.2%、「卸・小売業」の

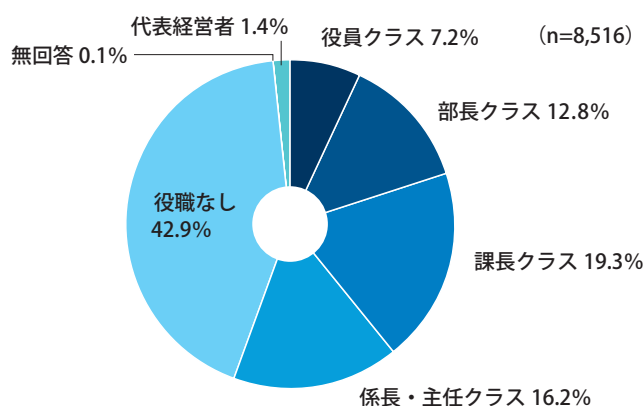
割合が 5.6%、「情報通信・IT」の割合が 5.3%、「土木・建設業」の割合が 3.0%、「士業（社労士を除く）事務所」の割合が 2.5%、「運輸業・郵便業」の割合が 2.5%、「健康保険組合・年金事務所」の割合が 2.1%、「教育・学習支援業」の割合が 1.8%、「人材派遣業」の割合が 1.3%、「政治・経済・文化団体」の割合が 1.2%となっている。

様々な業種に社労士として、その企業の社労士業務に従事していることがうかがえる。

③勤務先での役職

「役職なし」が約 4 割を超える一方で、役職のある割合の中では、「課長クラス」と「係長・主任クラス」が 10% 台後半と同程度に高く、「部長クラス」は 12.8%、「役員クラス」は 7.2% となっている。

勤務先での役職

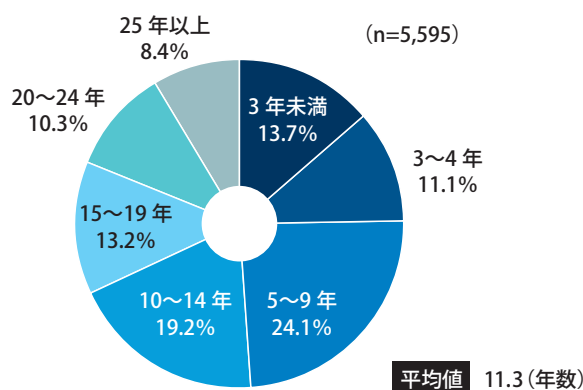


④社労士業務に従事している経験年数

5 年区切りで比較するために「3 年未満」と「3～4 年」を足して「5 年未満」とすると、割合は 24.8% と最も高く、次に、「5～9 年」の割合が 24.1% となり、この 2 つの区分で約半数程度を占めている。

それ以外の区分にはほぼ同程度となっていて、平均としては、約 11 年程度となっている。

社労士業務に従事している経験年数



⑤勤務等社労士（小括）

勤務等社労士は、様々な業種に社労士として、その企業の社労士業務に従事していることがうかがえ、企業規模も 100 人以上の企業に勤めている方が大半であった。

また、社労士業務に従事している年数は平均して 11 年程度であることがわかった。

(5) まとめ

まず、今回の社労士実態調査では、全社労士の56%にあたる25,000人を超える皆様にご賛同・ご協力いただいたことに改めて謝意を申し上げます。

これほど多くの会員より回答があったことは、同調査に関心を持っていただけたということで、大変ありがたく受け止めている。

今回から5年に1度定期的に全社労士に向けて調査をするうえでは、社労士制度55周年であった2023年のデータが起点となるよう、2024年の春に実施した。

ここに掲載した調査結果は速報版の内容となっていること、また、紙幅の都合上、主なトピックだけの掲載となったが、社労士の実態の一部を確認することができたといえる。

より詳細な内容については、今後、今回の調査に関して詳述した内容を社労士実態調査詳細版報告書（2024年調査）として公表する予定であり、そちらに譲りたいと考えるが、開業社労士は中小企業・小規模事業者を中心に支援を行い、勤務社労士等については大企業において活躍をしていることが確認できることから、社労士制度全体として企業規模の大小にかかわらず、労働・社会保障および人事労務管理の分野において専門性を発揮し、サポートできているといえるのではないかと総括できる。

なお、今年度から初めて実施する「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」については、社労士実態調査において、一定要件の開業社労士で、かつ、同調査の協力で賛同いただいた方を対象として、本白書発行と同時期に調査を開始する予定であり、こちらに関しても、調査結果の概要等を公開してまいりたいと考えている。